

大同工業グループのサステナビリティ経営行動指針

第 1 章 背景

「大いなる目的のため、一致団結して高遠なる理想実現に努力すべし」という当社の創業の精神“大同致遠”をコアに、ミッション（会社としての使命）、ビジョン（実現したい未来や社会）、バリュー（働くものの行動原則）を体現し、「私たちは地球のすみずみに「喜び」と「可能性」と「未来の自然環境」を提供し続けます。常に新しい技術に挑み、たゆまない、人と企業の成長を通じ、社会に生かされ社会の発展に貢献していきます。

大同工業グループは、サステナビリティ基本方針として、以下の 4 点を定めています。

- ① イノベーションによる持続可能な社会への貢献
- ② 持続可能なモノづくり体制の構築
- ③ 多様な人財の育成と働きがいの向上
- ④ 公正・健全・透明な企業運営の基盤整備

ミッション、ビジョン、バリュー、およびサステナビリティ基本方針に基づいた企業活動を推進して、サステナブルな社会の実現に貢献するために、グループ共通のより具体的な行動指針を以下の通り決めました。

第 2 章 全般事項

本行動指針に沿った取り組み強化を確実に進めるために以下を行う。

- ① サステナビリティ経営管掌取締役を選出する。
- ② サステナビリティ委員会を設置し、サステナビリティ経営全般の活動に関わるリスクの特定と実績の定期的な評価を行い、新たに見いだされる課題に対して対策を検討する。
- ③ サステナビリティ経営活動の実績を定期的に公表する。
- ④ 経営幹部を含む従業員にサステナビリティ経営にかかわる啓発活動を

定期的に行う。

- ⑤ 社外のステークホルダーに対するサステナビリティ活動の普及に努める。
- ⑥ この行動指針に抵触する又はその可能性のある状況について、従業員が自発的に通報または相談できる制度を構築して必要な是正措置を講じる。この制度では通報者または相談者にいかなる不利益も生じない体制とする。

第3章 安全・品質にかかわる行動指針

サステナビリティ経営のうち安全・品質にかかわる行動指針として以下を定める。

- ① 社会や顧客のニーズに応えるため、省エネ、省資源、環境保全を含む環境に配慮した製品・サービスを開発・提供する。また、年齢・性別・障がいの有無などにかかわらずユニバーサルに利用できる製品・サービスの開発・提供に努める。
- ② 提供する製品・サービスに関する適切な情報をすべてのステークホルダーに対して適時・公正に提供することに努める。
- ③ 各国・地域ごとに定められた安全法規、あるいは取引先企業からの安全要求基準を満たした製品・サービスを開発・提供する。
- ④ 製品・サービスの品質確保のために、品質保証体制を構築・運用し、品質問題に対する適時・適切な状況把握と対策を行うとともに、品質保証体制の定期的な見直しを行う。

第4章 人権と労働環境にかかわる行動指針

世界人権宣言に賛同する立場から、サステナビリティ経営のうち人権と労働環境に関する行動指針として以下を定める。

- ① 応募、採用、昇進、賃金、解雇、退職、業務付与、人財育成、懲罰等を含むあらゆる雇用の場面において、人種・民族・出身国籍・宗教・特定少数を含む性別等を理由とした差別を行わない。

- ② 人種・民族や出身国籍・宗教・特定少数を含む性別等を理由とした、職場におけるあらゆる形態のハラスメントを許さない。
- ③ 各国・地域の法令による就労可能年齢に達しない児童の労働は認めない。
- ④ 全ての労働は自発的であること、および従業員が事前に通知し自由に離職できることを保証し、強制労働は行わない。
- ⑤ 最低賃金、超過勤務、賃金控除等を含め給付等に関する各国・地域の法令を遵守する。
- ⑥ 従業員の超過勤務を含む労働時間の決定、および休日・年次有給休暇の付与を含む労働条件について、各国・地域の法令を遵守する。
- ⑦ 各国・地域の法令に基づき、従業員が自由に結社する権利を認め、従業員の代表、もしくは従業員と、誠実に協議・対話する。
- ⑧ 従業員の職務上の安全・健康の確保を最優先とし、事故・労働災害の未然防止と状況の把握に努める。
- ⑨ 紛争鉱物を含め、人権侵害等の社会問題の原因となる原材料の不使用を目指す。
- ⑩ 土地、森林、水資源等を含む環境資産にかかわる既存権益に関して、強制的あるいは高圧的な要求は行わない。

第 5 章 環境への配慮にかかわる行動指針

サステナビリティ経営のうち環境に対する負荷低減に貢献するための行動指針として以下を定める。

- ① 各国・地域の法令に基づき環境マネジメントの仕組みを構築して、継続的に運用・改善する。
- ② 事業活動に伴う温室効果ガスの排出量管理を行い、削減活動を推進する。また、省エネと再生可能エネルギーを組み合わせることでエネルギーの有効活用を推進する。
- ③ 各国・地域の法令に基づき、廃棄物を適正に処理する。また、リサイクルを含む資源の有効活用、廃棄物の削減の取り組みを推進する。
- ④ 大気、水、土壌等の汚染防止に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、継続的な監視と汚染物質の削減を行い、環境汚染防止に努める。

- ⑤ 各国・地域の法令に基づき、有害物質の排出を削減する。また、人の健康や環境に深刻な影響の可能性がある物質などを特定し、安全な管理を行うとともに、製品及び製造工程において禁止された物質は使用しない。
- ⑥ 騒音・振動の削減を含め、労働安全だけでなく、地域環境に配慮した企業活動に努める。
- ⑦ 生物多様性維持の重要性を認識するとともに、動物福祉の意義を認める。

第 6 章 リスクマネジメント（危機管理への対応）にかかわる行動指針

サステナビリティ経営のうちリスクマネジメントを実践する行動指針として以下を定める。

- ① 緊急事態対応への準備として、緊急事態に対する基本方針や行動計画を整備し、想定されるさまざまな緊急事態への対応方法を検討する。
- ② 緊急事態発生に対する対応を円滑におこなうために、緊急事態発生時の報告フローを定め、適時適正に情報が伝達される仕組みを整備し、速やかに対策が検討・決断され、指示が発信される仕組みを構築する。
- ③ 危機管理の向上のために、緊急事態収束後に活動の実績に対する評価・分析を実施して、対応知見を蓄積することに努める。
- ④ 企業活動に伴う情報システムの活用に関して、パスワード管理やメディア媒体管理を含む情報セキュリティの強化を適切に実施する。

第 7 章 コンプライアンスにかかわる行動指針

サステナビリティ経営のうちコンプライアンスの徹底の行動指針として以下を定める。

- ① コンプライアンス徹底の為の方針や体制、通報制度、および啓発等の仕組みの整備・運用を行う。
- ② 各国・地域の競争法を遵守して、私的独占、カルテル、入札談合等の不当・不公正な取引方法、優越的地位の濫用および利益相反となる取引などの行為を行わない。
- ③ 腐敗の防止のために、政治献金・寄付等は各国・地域の法令に基づき、

政治・行政と透明かつ公正な関係づくりに努める。また、不当な利益・優遇措置の取得や維持を目的に、ビジネスパートナーに対して、社会通念を逸脱するような接待・贈答・金銭の授受・供与は行わない。

- ④ 顧客・第三者・自社従業員の個人情報や顧客・第三者の機密情報は、正当な方法で入手するとともに、厳重に管理し、適正な範囲でのみ利用し、漏洩等が起こらないように努める。
- ⑤ 自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権を保護するとともに、第三者知的財産の不正入手および使用・権利侵害を行わないように努める。
- ⑥ インサイダー取引を禁止し、その撲滅に努める。
- ⑦ 反社会的な勢力の利益にかかわるようなあらゆる行為を行わない。
- ⑧ 安全保障貿易管理の徹底のために、各国・地域の法令等で規制される技術や物品等の輸入および輸出に関して、適切な手続と管理を行う。

第8章 情報開示にかかわる行動指針

サステナビリティ経営のうち適正な情報開示を行うための行動指針として以下を定める。

- ① 顧客、提供する製品やサービスを利用する最終ユーザー、仕入先、株主を含むすべてのステークホルダーに対する適正な情報開示のために、各国・地域の法令等の要求に従い、必要な情報を適時・適正に開示するように努める。
- ② ホームページやインターネット上におけるソーシャルメディア等を通じて情報開示する場合には、その内容や影響が恒久的に残る可能性を認識して利用することとし、開示内容を適切に管理する。

第9章 連結子会社および仕入先への展開

グローバル全体、取引先を含めたサステナビリティ経営活動の普及を促進するための行動指針として以下を定める。

- ① 上述のサステナビリティ経営行動指針を、国内外のグループ企業に展開し、経営幹部を含む従業員への啓発に努めると同時に、夫々のグループ

企業における実態の調査・把握を行い、必要に応じて改善の実施を求める。

- ② 上述のサステナビリティ経営行動指針に基づいた調達ガイドラインを国内外の主要仕入先企業に展開して賛同の表明を求めるとともに、夫々の仕入先における実態の調査・把握を行う体制を構築し、必要に応じて改善の実施を求める。